

当社の原子力防災に係る 主な取組みについて

2026年 9月 2日
九州電力株式会社

- ◆ 当社は、原子力事業者としての責務を果たすため、重大事故を防止する安全対策に限らず、万一、重大事故が発生した場合の事故収束活動や発電所周辺地域における原子力災害対策についても、原子力事業者防災訓練をはじめ、充実・強化に向け継続的に取り組んでいます。

1 2025年度の原子力事業者防災訓練で抽出された課題への取り組み

【参考】

- ・用語について
- ・原災法10条確認会議、原災法15条認定会議について

○2025年度に玄海及び川内で実施した原子力事業者防災訓練において、評価者及び参加者から気付き事項や良好事例等を集約。

○集約した気付き事項や良好事例等に対して、以下の観点で更なる緊急時対応能力の向上に寄与する課題を抽出。

- ・緊急時対応能力に影響を及ぼす内容であるか
- ・訓練の検証項目に基づく内容であるか
- ・現状の運用に対して追加・変更が必要となる内容であるか

○抽出された課題は以下のとおり。

課題	<u>原子力災害対策特別措置法</u> （以下「原災法」という） <u>10条確認会議</u> 及び <u>原災法15条認定会議の開始に向けた準備に関し、時間を要した。</u>
原因・要因	原災法10条確認/15条認定会議の実施にあたり、情報を整理するために作成する資料について、 <u>記載内容や作成手順等に関するルールが不足</u> していた。 ⇒原災法10条確認/15条認定会議で説明する内容の整理にあたり、対応手段の <u>具体的な設備名称</u> （〇〇ポンプ等） <u>が発電所対策本部からTV会議等により共有されるまで待っていた。</u>
改善点	以下の見直しを行い、 <u>原災法10条確認/15条認定会議開始までの迅速化</u> を目指す。 ① 具体的な設備名称が共有されない場合は、規定文書等のマニュアル類をもとに大まかな対応方針を整理する等、 <u>要点を絞った資料を作成し、簡潔な発話を行うようルール化する。</u> ② 関係者への <u>教育や勉強会を行い、習熟を図る。</u>

○改善点に対する有効性については、2026年度原子力事業者防災訓練にて確認する。

○原災法第10条(原子力防災管理者の通報義務等)事象

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態(施設敷地緊急事態: SE (Site area Emergency))となる事象。

○原災法第15条(原子力緊急事態宣言等)事象

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態(全面緊急事態: GE (General Emergency))となる事象。

○原災法10条確認会議、原災法15条認定会議について

原災法第10条及び原災法第15条事象に該当すると事業者が判断した場合、ERC※プラント班から原災法10条確認会議及び原災法15条認定会議の招集があり、速やかに対応することが求められている。

※ERC(Emergency Response Center)

原子力規制庁緊急時対応センターのこと。原子力施設で災害が発生した場合に、政府の活動拠点となる機関。

10条確認会議、15条認定会議の取組

○特定事象の発生について、即応センター※とERCはテレビ会議等でリアルタイムに事実確認を行い、FAXによる通報の着信を待つことなく迅速に対応する

